

研コ第1号
令和5年8月4日

各 部 局 長 殿

環境・安全委員会動物実験専門委員会
委員長 中井 淳一

「国立大学法人東北大学における動物実験等に関する規程」及び「国立大学法人東北大学環境・安全委員会動物実験専門委員会内規」に関する取扱いについて（通知）

この度、国立大学法人東北大学における動物実験等に関する規程及び国立大学法人東北大学環境・安全委員会動物実験専門委員会内規に関する取扱いについて、下記のように改めました。

については、遺漏のないよう貴部局所属職員等に周知いただき、動物実験等の適正な実施にご配慮くださるようお願いします。

なお、この通知に伴い、「国立大学法人東北大学における動物実験等に関する規程」及び「国立大学法人東北大学環境・安全委員会動物実験専門委員会内規」に関する取扱いについて（通知）（令和2年4月1日人労安第1号）は廃止します。

記

「国立大学法人東北大学における動物実験等に関する規程」関係

(第6条関係)

1 動物・遺伝子実験支援センターに、動物実験（教育研修）計画申請書、飼養保管施設及び動物実験に関する実験室申請書の作成及び審査過程での助言を行うため、動物実験アドバイザーを置く。

(第9条関係)

2 実験動物管理者の役割及び使命等は、次の通りとする。

(1) 実験動物管理者は飼養保管施設及び動物実験に関する実験室申請書の作成過程での助言を行う。

(2) 飼養保管施設及び実験室の適正な管理及び維持について助言を行う。

(3) 実験動物管理者は部局等の飼養保管施設及び実験室の規模に応じて、複数を指名することができる。

(4) 実験動物管理者の任期は、3年とする。ただし、補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

(5) 前項の規定にかかわらず、任期の始期が4月1日でない者に係る任期は、当該始期から2年を経過した日の属する年度の末日までの期間とする。

(6) 実験動物管理者の再任は妨げない。

(第10条関係)

3 動物実験責任者及び教育研修責任者は教授、准教授、講師、助教、助手又は特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教に限る。

(第11条関係)

4 飼養保管施設及び実験室の設置責任者は教授、准教授、講師、助教、助手又は特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教に限る。

(第12条関係)

5 動物実験計画書又は教育研修計画書の作成及び提出は東北大学遺伝子組換え実験・動物実験Web申請・承認システム（以下Web申請・承認システムという。）から行い、その手続き等は、次の通りとする。

(1) 動物実験計画書は様式1を、教育研修計画書は様式2を用いること。

(2) 様式1及び様式2に記載する「安全管理上注意を要する実験」は、次に示すそれぞれの本学規程等に則り、実施しなければならない。

- ① 実験動物への感染実験は、国立大学法人東北大学研究用微生物安全管理規程
- ② 放射性同位元素等の取り扱いについては、国立大学法人東北大学放射線障害予防規程
- ③ 遺伝子組換え実験は、国立大学法人東北大学遺伝子組換え実験安全管理規程

(3) 様式1及び様式2に記載する「想定される痛みのカテゴリの自己判断」の基準は、国立大学法人東北大学における動物実験等に関する規程とその解説（以下「解説書」という。）に掲載されている「倫理基準による生命科学実験法に関する分類」を参照すること。

(4) 動物実験計画又は教育研修計画の立案に当たっては、実験動物の福祉及び動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて立案すること。

- ① 研究又は教育研修の目的、意義及び必要性。
- ② 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
- ③ 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに使用条件を考慮すること。
- ④ 実験処置により動物に与える苦痛の程度を予想し、麻酔等の使用により苦痛の軽減を図ることを検討すること。

- ⑤ 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、予め人道的エンドポイントを考慮した実験終了の時期の設定を検討すること。
- (5) 動物実験責任者及び教育研修責任者は、計画書申請前にあらかじめ教育訓練を受講していなければならない。また、動物実験実施者には教育訓練受講後に実験に従事させなければならない。
- (6) 既に承認されている動物実験計画又は教育研修計画は、有効期間内に再審査を行い、有効期間を延長できる。ただし、延長後の有効期間は、当該動物実験又は教育研修を開始した日から 5 年を経過した日の属する年度の範囲内とする。
- (第 13 条関係)
- 6 動物実験計画・教育研修計画変更申請書の作成及び提出は、様式 1 及び様式 2 を用いて Web 申請・承認システムから行うこと。
- (第 14 条関係)
- 7 動物実験又は教育研修を中止又は終了した場合の手続きは、次の通りとする。
- (1) 動物実験終了・中止・年次報告書の作成及び提出は、様式 3 を用いて Web 申請・承認システムから行うこと。
- (2) 動物実験又は教育研修の実施報告として、当該年度の結果を翌年度 4 月末までに年次報告すること。
- (3) 動物実験又は教育研修を中止又は終了する場合はその都度、速やかに報告すること。
- (第 16 条関係)
- 8 施設等の設置又は変更の手続きは、次の通りとする。
- (1) 飼養保管施設及び実験室の設置・変更承認申請書の作成及び提出は Web 申請・承認システムから行うこと。
- (2) 飼養保管施設設置・変更承認申請書は様式 4 を、動物実験に関する実験室設置・変更承認申請書は様式 5 を用いること。
- (3) 飼養保管施設の設置又は変更の申請に当たっては、次の要件を満たしていることを確認すること。
- ① 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
 - ② 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
 - ③ 床や内壁等が清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
 - ④ 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
 - ⑤ 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (4) 動物実験に関する実験室の設置又は変更の申請に当たっては、次の要件を満たし

ていることを確認すること。

- ① 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- ② 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- ③ 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(5) 施設等設置責任者は、飼養保管施設の設置・変更の申請に際しては、実験動物管理者の助言を受け、確認を取ること。

(6) 審査は書類審査と必要に応じて実地見聞を行う。

(7) 承認書の有効期限は設置承認後5年とする。(ただし、次の要件に該当する場合を除く。)

- ① 既に遺伝子組換え実験室等の承認を得ている施設等については、承認期間を遺伝子組換え実験室等の有効期限に合わせるものとする。
- ② 既に飼養保管施設又は動物実験に関する実験室として承認を得ている施設等を変更した場合の承認期間は、変更前の有効期限に合わせるものとする。

(8) 有効期限を超えて継続して使用する場合は、有効期限前までに新たに総長の承認を受けること。

(第18条関係)

9 施設等（飼養保管施設・実験室）廃止届出書の作成及び提出は、様式6を用いてWeb申請・承認システムから行うこと。

(第21条関係)

10 飼養保管の手引きの作成に当たっては解説書を参考にすることができる。

(第25条関係)

11 実験動物飼養保管状況報告書の作成及び提出は、様式7を用いてWeb申請・承認システムから行うこと。

(第28条関係)

12 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めること。また、管理者、実験動物管理者及び動物実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めること。

(第31条関係)

13 教育訓練は次のように実施する。

(1) 動物実験実施者は動物実験を実施する前及び動物実験専門委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めたときには教育訓練を受けなければならない。

(2) 実験動物管理者又は飼養者は動物実験実施者への教育訓練を受けると共に、必要に応じて別途委員会が実施する実験動物管理者又は飼養者対象の教育訓練を受ける

ものとする。

(3) 委員会は年度毎に数回の教育訓練を実施する。

(4) 教育訓練は講義と必要な場合には実習を行う。

(第32条関係)

1 4 自己点検、評価及び検証については次のように実施する。

(1) 委員会は年度毎に、前年度の動物実験又は教育研修の実施結果及び実験動物の飼養保管の状況を点検・評価し、報告書を作成する。

(2) 学外の者による検証は、数年毎に適宜行うものとする。

(第33条関係)

1 5 動物実験に関する情報については東北大学ウェブサイトにて公表する。

「国立大学法人東北大学環境・安全委員会動物実験専門委員会内規」関係

(第3条関係)

1 動物実験専門委員会の委員は、次の定めるところより選任するものとする。

(1) 第1号の「動物実験等に関して優れた識見を有する者」として、動物実験等を実施する次の部局から1名を選出する。

文学研究科、医学系研究科、歯学研究科、病院、薬学研究科、工学研究科、農学研究科、情報科学研究科、生命科学研究科、医工学研究科、加齢医学研究所、電気通信研究所、多元物質科学研究所及びサイクロトロン・ラジオアイソトープセンター。

(2) 第3号の「その他学識経験を有する者」として、次の部局から1名を選出する。

教育学研究科、法学研究科、経済学研究科及び国際文化研究科。